

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	厚生年金基金の資産運用規制の見直しについて	……………P1
【コラム】	平成25年1月より施行の税制改正について	……………P7

**厚生年金基金の資産運用規制の見直しについて
～ 有識者会議報告およびパブリックコメント実施を受けて ～**

1. はじめに

+ 本年2月のいわゆるAIJ問題の発覚を受け、企業年金、とりわけ厚生年金基金における資産運用のあり方が大きく問われました。その後、有識者会議において資産運用規制に関する方向性が示されるとともに、9月には当該方向性に沿った改正省令・通知が公布・発出され、来年2013年4月より本格的に施行される見込みです。そこで今回は、厚生年金基金の資産運用規制の改正とその背景について解説いたします。

2. 厚生年金基金の資産運用規制見直しの背景

(1) AIJ問題発覚から「有識者会議」設置まで

2012年2月24日、AIJ投資顧問による多額の年金資産消失問題が一部メディアで報じられ、同日付で金融庁はAIJ投資顧問に対し1ヶ月間の業務停止命令および業務改善命令を発出しました。また、これを受けて、企業年金の資産運用規制および財政運営の両面からこれまでの施策を検証し、今後の在り方について幅広い観点から議論を行うことを目的に、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」（以下「有識者会議」）が4月13日に設置されました。

＜表1＞ AIJ問題発覚以降の資産運用規制をめぐる情勢

月 日	主な経緯
2012年	
2月 24日	AIJ投資顧問に対し1ヶ月の業務停止命令・業務改善命令が下される
29日	金融庁「投資一任業者に対する一斉調査（第1次調査）」の実施
3月 23日	証券取引等監視委員会によるAIJ投資顧問およびITM証券への強制捜査 AIJ投資顧問への金融商品取引業者登録の取消処分、ITM証券への業務停止命令
4月 6日	金融庁「投資一任業者に対する一斉調査（第2次調査）」の実施
13日	厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」設置
7月 6日	厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書を公表
13日	厚生年金基金の資産運用規制見直しに係るパブリックコメント実施（8月20日まで）
9月 4日	AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係るパブリックコメント実施（10月4日まで）
26日	信託協会「年金資産消失問題を契機とした信託協会の自主的な取り組みについて」公表 厚生年金基金の資産運用規制見直しに係る改正省令・通知の公布・発出（一部の項目は当日施行）
10月 4日	信託協会「AIJ事案を踏まえた見直し（案）に関する意見について」公表
12日	「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に係るパブリックコメントの実施（11月12日まで）
11月 12日	信託協会「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に係る意見等について」公表
2013年	
4月 1日	厚生年金基金の資産運用規制見直しに係る改正省令・通知の施行

（出所）各種資料を基にりそな企業年金研究所作成。

(2) 有識者会議における議論および最終報告

有識者会議では、「資産運用規制の在り方」「財政運営の在り方」および「厚生年金基金制度等の在り方」という3つの大きな論点に沿って8回にわたり審議を行い、7月6日に最終報告を取りまとめました。

資産運用規制については、資産運用の手法が多様化・複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなっている情勢を勘案し、①受託者責任の明確化および再徹底、②資産管理運用体制の強化、③外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能の強化などの基本的な視点に立った見直しが打ち出されました。また、企業年金行政を所管する厚生労働省と金融行政を所管する金融庁等との連携強化の必要性についても言及されました。

具体的な見直しの方向性としては、①については「政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定義務化」「集中投資についての方針の明確化」「資産運用業務報告書の記載事項および様式の見直し」等が掲げられるとともに、忠実義務の徹底の観点から「国家公務員倫理規程に準拠した基金役職員の倫理規程の制定」が提言されました。また、②については、「運用受託機関の選任・評価に関する項目の追加」「代議員会等に開示すべき事項の追加」「資産管理運用業務に携わる基金役職員に対する資産運用関連研修の受講義務化」が、③については「資産運用委員会の人員強化および報告」「運用コンサルタントの要件および利益相反関係の確認」および「行政による事後チェックの強化」がそれぞれ掲げられています。

<表2> 有識者会議報告における資産運用規制の見直しの方向性

論 点	見直しの方向性
受託者責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○分散投資の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定義務化 ・「特定の運用受託機関の特定商品に対する集中投資」に関する基金としての方針の明確化 ・運用基本方針の行政への届出義務化、資産運用業務報告書の記載事項・様式の見直しおよび行政監査等への活用、厚生年金保険被保険者全体への情報開示 ○忠実義務の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員倫理規程に準拠した基金役職員の職務に関する倫理規程の制定
基金の資産管理運用体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○運用受託機関の選任・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・現行の受託者責任ガイドラインの充実化（定性評価項目の充実、オルタナティブ投資に係るチェック項目の増加など） ○基金のガバナンス・情報開示 <ul style="list-style-type: none"> ・代議員会、加入員および事業主等による資産管理運用業務の執行状況のチェックの強化 ・基金の監事監査規程の見直し、監査結果の代議員会への報告義務化 ○資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・基金の資産運用関係者に対する、資産運用関連研修の受講義務化 ・代議員会等への取組状況の報告
外部の専門家等による支援体制や行政による事後チェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○資産運用委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識・経験を有する有識者等を資産運用委員会の構成員に追加 ・資産運用委員会の会議録の作成・保存、理事会・代議員会への報告 ○運用コンサルタント <ul style="list-style-type: none"> ・運用コンサルタントへの金融商品取引法上の投資助言・代理業登録義務化 ・運用コンサルタントと運用受託機関との間の利益相反関係の確認 ○行政による事後チェックの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の監査要綱の見直し ・上記監査結果の代議員会への報告

(出所)「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」を基にリソナ企業年金研究所作成。

(3) パブリックコメントの実施および改正省令・通知の公布・発出

前述の有識者会議報告で示された改定の方向性に沿って、厚生年金基金の資産運用規制の見直しおよび財政運営ルールの見直しに係るパブリックコメントが順次実施されました。

資産運用規制見直しに係る意見募集は7月13日から8月20日まで実施され、9月26日に意見募集結

果の公表および関連する省令・通知の公布・発出が行われました。改正項目および内容は、前述の有識者会議報告をほぼ踏襲したものとなっており、施行日が一部延期となった以外は、ほぼ原案通りの改正となりました。

3. 厚生年金基金の資産運用規制の見直しについて（各論）

今般の資産運用規制の改正項目および施行期日は、表3の通りです。

＜表3＞厚生年金基金の資産運用規制の改正項目および施行期日

項目	内容	施行日
(1) ガイドラインの目的	厚生年金基金が公的年金の一部を代行していることを踏まえ「リスク管理に重点をおいた運用が必要である」旨の追加	2012年9月26日 (通知発出日)
(2) 政策的資産構成割合	政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定義務化	2013年4月1日
(3) 運用の基本方針	・「集中投資に関する方針」の策定義務化 ・オルタナティブ投資を行う場合の留意事項（運用基本方針に定める事項、運用受託機関選任時の留意事項、運用戦略等の確認事項）の追加・規定化	2013年4月1日
(4) 運用の委託	・運用受託機関の選任に係るヒアリングの留意事項 ・定量評価の基準の追加（リスク等への留意） ・定性評価の基準の追加（投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンス）	2012年9月26日 (通知発出日)
(5) 運用コンサルタント等の利用	・契約締結可能な運用コンサルタント等の要件追加（金融商品取引法上の投資助言・代理業登録業者） ・契約締結時の、当該運用コンサルタント等と他の運用受託機関との契約関係の有無の確認	2013年4月1日
(6) 研修等	管理運用業務に携わる役職員の資産運用に係る研修の受講義務化	2013年4月1日
(7) 理事等の禁止行為	基金役職員の職務に係る倫理規程の策定義務化	2012年9月26日 (通知発出日)
(8) 資産運用委員会	・資産運用委員会の構成員に「専門的知識及び経験を有する学識経験者・実務経験者」の追加義務化 ・資産運用委員会の議事の記録および保存ならびに直近の代議員会等への報告義務化	2013年4月1日
(9) 情報開示	・代議員会への報告事項の追加（運用受託機関の選任状況、評価結果、リスク管理状況ならびに役職員の研修受講状況等） ・加入員等への周知事項の追加（資産運用委員会の議事など）	2013年4月1日

(出所)「厚生年金基金規則及び「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(通知の一部改正について)」を基にリソナ企業年金研究所作成。

(1) ガイドラインの目的

厚生年金基金の資産運用について、「公的年金の一部を代行していることを踏まえ、リスク管理に重点を置きつつ」行うことが明記されました。

(2) 政策的資産構成割合

これまで努力義務とされていた**政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定が義務化**されました。また、年次の資産運用業務報告書の提出時に、**運用基本方針を添付することが義務化**されました。併せて、当該業務報告書の提出期限が、翌事業年度の5月15日から9月30日に変更されました。

(3) 運用の基本方針

① 集中投資

特定の運用受託機関に対する資産運用の委託が、基金の資産全体から見て過度に集中しないよう、「集

中投資に関する方針」の策定が義務化されました。

なお、以下のような合理的理由がある場合は、上記の方針にかかわらず、特定の運用受託機関に資産運用を集中委託することが可能です。ただし、当該特定の運用受託機関の信用リスク等に留意しなければなりません。

- ・「複数の資産で構成される商品」「複数の投資戦略を用いる商品」または「複数の商品」に投資する場合
- ・生命保険一般勘定など元本確保型の資産に投資する場合
- ・その他合理的理由がある場合（パッシブ運用でコスト抑制等の理由から集中する場合、金融市場の大幅かつ急激な変動等に対するリスク管理の結果など）

② オルタナティブ投資を行う場合の留意事項

オルタナティブ投資（株式や債券等の伝統的な資産以外の資産への投資またはデリバティブ等伝統的投資手法（現物資産のロングポジション（買建て））以外の手法を用いる投資）を行う場合は、運用基本方針に以下の事項を定めることが義務化されました。

- ・オルタナティブ投資を行う目的
- ・政策的資産構成割合におけるオルタナティブ投資の位置付けおよびその割合
- ・当該オルタナティブ投資に固有のリスク（流動性リスク等）に関する留意事項

オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任にあたっては、以下の事項に留意しなければならない旨明記されました。

項目	留意事項の例
当該運用受託機関の組織体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の概況、意思決定プロセスの流れ ・コンプライアンス（法令・運用ガイドラインの遵守状況）等の内部統制体制 ・監査体制（内部監査、外部監査） ・一般に適正と認められる認証基準等の取得状況
当該運用受託機関の財務状況等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況の推移 ・運用受託実績等の推移 ・一般に適正と認められる格付機関等による評価状況(SSAE 16、ISAE3402、GIPSなど)

オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略については、以下の事項を参考にしつつ、運用受託機関に対し、当該運用商品の内容等についての説明を求め、その内容を確認しなければならない旨が明記されました。

項目	確認事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ア. 当該運用戦略のリターンの源泉 イ. 当該運用戦略のリスク ウ. 当該運用戦略の時価の算出の根拠、報告の方法 エ. 当該運用戦略に関し情報開示を求めた場合の対応 オ. 当該運用戦略に係る運用報酬等の運用コスト
個別運用戦略	ア. 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド監査の有無 ・当該運用受託機関と資産管理機関及び事務処理機関の役員の兼職等の人的関係や資本関係
	イ. 先物取引、オプション等のデリバティブ（金融派生商品）を用いた投資を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・レバレッジ（先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くのリターンを目指す運用手法）によるリスク
	ウ. 証券化の手法を用いた商品に投資を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当該戦略の仕組み（原資産の特性を含む）とそれに内在するリスク
	エ. 異なる複数のヘッジファンド（様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド）に投資する運用戦略（ファンド・オブ・ヘッジファンズ）に投資を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの運用戦略の相関関係
	オ. 未公開株式や不動産等に投資する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・換金条件等の流動性に関する事項

(4) 運用の委託

① 運用受託機関の選任時のヒアリング

運用受託機関の選任時に理事等が行うヒアリングは、「定性評価の基準の例に掲げる事項について行う」旨明記されました。また、その場合によっては、「投資判断を行うファンド・マネジャー等に対するヒアリングを含めること」「運用コンサルタントおよび資産運用委員会等からのヒアリングを行うこと」が望ましい旨が明記されました。

② 定量評価の基準

- ・収益率だけでなく「リスク」も基準とする旨が明記されました。
- ・アクティブ運用において、シャープレシオやインフォメーションレシオ等の指標にも留意しなければならない旨が明記されました。
- ・一定の期間（例えば3年以上）の実績を評価することが望ましい旨が明記されました。

③ 定性評価の基準

以下の事項に留意しなければならない旨明記されました。

項目	留意事項
投資方針	・内容の明確性、合理性、一貫性など
組織および人材	・意思決定の流れや責任の所在の明確性 ・十分な専門性・経験を有する人材の配置 ・人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保
運用プロセス	・投資方針との整合性 ・運用の再現性 ・リターンの追究方法の合理性・有効性 ・リスク管理指標の合理性・有効性
事務処理体制	・売買、決済等の事務処理の効率性及び正確性 ・運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性
リスク管理体制	・実効性及び適切性
コンプライアンス	・法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況 ・過去における法令違反の有無 ・事故発生時における対応体制 ・監査の状況（内部監査、外部監査）

(5) 運用コンサルタント等の利用

- ・基金が契約を締結する運用コンサルタント等は、金融商品取引法上の投資助言・代理業の登録業者であることが義務化されました。
- ・基金に対するコンサルティング業務のうち、「**財政運営に関するコンサルティング**」「**ALM分析等による運用基本方針・政策的資産構成割合の策定に関するコンサルティング**」「**事務管理体制・情報システムに関するコンサルティング**」など、投資助言・代理業務を行わないものについては、登録・確認を要する運用コンサルタント等には該当しません。
- ・基金は、運用コンサルタント等と契約を締結する際には、当該運用コンサルタント等の運用機関との**契約関係の有無を確認**することが義務化されました。契約関係だけでなく、人的関係・資本関係等についても確認する必要があります。

(6) 研修等

- ・運用執行理事をはじめとする管理運用業務に携わる者について、専門的知識および経験等の程度に応じ、企業年金連合会等が実施する**資産運用に係る研修の受講が義務化**されました。
- ・受講する研修の形態および内容等については、各基金が自らの実情に応じて判断を行います。
- ・研修に関する資格や要件等が規定される予定は、今のところありません。
- ・企業年金連合会だけでなく、**運用受託機関が実施するセミナー等も対象**となります。ただし、単なる運用商品紹介やプレゼンテーションは、研修とは認められません。

(7) 理事等の禁止行為（基金役職員に係る倫理規程の制定）

- ・基金は公的年金制度の一部を代行する公共性の高い事務を行うものであることから、国家公務員倫理規程に準拠した形での基金の役職員の職務に係る**倫理規程の制定が義務化**されました。

厚生年金基金の資産運用規制の見直しについて

- ・母体企業の社長等と兼務している非常勤の理事等で、当該所属企業において倫理規程等が定められている場合は、基金の倫理規程の適用について常勤役職員と異なる取扱いとすることができます。
- ・倫理規程については、地方厚生局長等への承認届出は不要ですが、策定状況は監査で確認される予定です。

(8) 資産運用委員会

① 資産運用委員会の構成員

- ・資産運用委員会の構成員に、専門的知識および経験を有する**学識経験者や実務経験者**を加えることが義務化されました。
- ・特定の要件を満たすことが求められているものではなく、適切な人物が否かは慎重に判断して決定することが求められます。
- ・資産運用委員会の委員に選任・評価の対象となる運用受託機関等の関係者が入っている場合、利益相反のおそれがあるときは、当該委員が運用受託機関等の選任・評価の審議に加わることは適切ではありません。このような場合、資産運用委員会に関する規程等で、当該委員を適宜審議から除外する旨をあらかじめ適切な形で設けておくことが望ましいといえます。
- ・「専門的知識および経験を有する者」に該当するか否かの例示として、以下のものが考えられます。

- 政策的資産構成割合の策定実務の経験がある者
- 上記実務に必要となる金融や経済の知識を有する者
- 運用コンサルタント等
- × 徴収や給付等の業務に精通しているが、資産運用に係る業務知識や経験が無い者

② 資産運用委員会の議事録

- ・資産運用委員会の議事について、「記録」「保存」および「直近の代議員会への報告」が義務化されました。

(9) その他（情報開示）

① 代議員会への報告事項

- ・以下の事項が新たに明記されました。

- ・運用受託機関の選任状況
- ・運用受託機関の評価結果
- ・運用受託機関のリスク管理状況
- ・役職員の研修受講状況・自己研鑽の状況、その他基金の管理運用体制の状況

- ・上記の「運用受託機関のリスク管理状況」とは、運用実績（トラッキングエラーなど）に係るリスク管理にとどまらず、運用体制や事業運営（ファンドマネージャーの離職状況の把握など）に係るリスク管理等も含まれます。

② 加入員への周知等

- ・加入員等へ周知しなければならない業務概況事項に、「**資産運用委員会の議事の概要等**」が追加されました。
- ・代議員会への報告、加入員等への周知および事業主への情報提供を行うに当たっては、できる限り**平易な表現**を用いなければならない旨が明記されました。
- ・加入員や事業主等への周知に当たっては、会議録そのものではなく、議論の内容や結果を**要約したものを「基金だより」やホームページに掲載**する等の方法も可能です。
- ・資産運用委員会において、資産運用に関する高度に専門的な内容や運用受託機関との間の守秘義務等にかかわる内容が審議されており、議事録自体を開示することが必ずしも適切でない場合は、具体的な周知の内容・方法について各基金で工夫することも可能です。

4. おわりに

厚生年金基金の資産運用については、かつては、いわゆる 5:3:3:2 規制に代表される一律規制が主流でしたが、1990 年代の金融自由化の流れの中でこれらの規制は順次緩和され、現在では、各基金が受託者責任のもと資産配分や運用受託機関の選任・評価等を自主的に決定することとされています。しかし、規制緩和から 15 年が経過する中で、資産運用の手法の多様化・複雑化、金融資本市場の変動幅の拡大など、

基金を取り巻く状況は大きく変化してきました。

こうした中でAIJ問題が発覚し、資産運用規制のあり方が有識者会議の場で改めて議論されたわけですが、今般の制度改正では、上限規制の設定など基金の自主性および選択肢を損ねることなく、受託者責任の再徹底および基金の資産管理運用体制の強化の観点からあるべき規制が講じられました。現在、社会保障審議会年金部会傘下の「厚生年金基金制度に関する専門委員会」において厚生年金基金制度の廃止等が議論されていますが、こちらについても廃止ありきではない多面的かつ本質的な議論が展開されることを期待してやみません。

りそなコラム

平成 25 年 1 月より施行の税制改正について

第 33 回のコラムのテーマは「平成 25 年 1 月より施行の税制改正」について、とある厚生年金基金の新人職員「A さん」と、その上司「B 事務長」との間のディスカッションです。

A さん：今朝出勤したら、職場の皆さんが、「来年から施行される税制改正について年金受給者の皆さまからの問い合わせが増えるだろうね」という話をされていました。

B 事務長：税制改正は、年金受給者の皆さまに限らず、所得税の源泉徴収義務者である厚生年金基金や加入事業所にも関係する話だからね。ところで、A さんは税制改正の内容を理解できているのかな？

A さん：新聞等を読んで何となく理解しているつもりですが、細かい内容までは…

B 事務長：まず、私たちにも関係するのは、「復興特別所得税の創設」だね。

先の東日本大震災からの復興のために必要な財源を確保するため、平成 23 年 12 月に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）により、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について、源泉所得税に併せて復興特別所得税を徴収することになったんだよ。

A さん：確か、25 年間にわたり源泉徴収所得税額の 2.1% 相当額が課税されるんですよね。来月 1 月の給与から実際に徴収されることになりそうですね。

B 事務長：そのとおり。では、年金を受給されている方で、平成 24 年 12 月と平成 25 年 1 月分の年金を定められた支給日である平成 25 年 2 月に受け取る場合の税金はどうなると思う？

A さん：はい。その場合は所得年として平成 25 年となるので、平成 24 年 12 月分についても復興特別所得税の対象になりますね。逆に、定められた支給日が平成 24 年 12 月のものを遅れて平成 25 年 1 月に支給する場合は、復興特別所得税の対象にならないと理解しています。

B 事務長：そのとおり。よく理解しているじゃないか。

A さん：職場の皆さんは、年金受給者の皆さまから、受け取る年金額が減ることに対する問い合わせが増えるだろうと予想されているようです。

B 事務長：うちの基金から年金受給者の皆さまにお送りする各種ご案内文書では、今回の税制改正の内容について詳細に説明しているけど、中には、年金支給日に通帳に記帳された金額のみを見て年金額が減ったと思われる方もいらっしゃるだろうからね。

A さん：そうですね。皆さんも同じことをおっしゃっていました。他に、年金受給者の皆さまに関係する税制改正としては何があるのでしょうか。

B 事務長：厚生年金基金の年金受給者の皆さまには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出してもらうのだけど、受給者本人に係る人的控除に「寡婦（寡夫）控除」が新たに追加されたんだ。でも注意すべきことは、国の年金や給与など複数の収入があって、それぞれの支払者に対して同様に重複して申告した場合、翌年の確定申告で追加納付という形で所得税の精算をしなければならないこともあるということだよ。

A さん：そうなんですか。色々注意すべきことがあるので大変ですね。

B 事務長：「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する場合としない場合では、以下のような違いがあるんだ。提出しないと、提出した場合に比べて所得税率の優遇や各種人的控除額が考慮されないため、多めの金額が源泉徴収されるんだ。確定申告を行えば差額分の精算・還付は受けられるけど、手続上の手間を考えると、提出した方が得策だね。

平成25年1月より施行の税制改正について

<源泉徴収すべき所得税および復興特別所得税の合計税率>

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出	合計税率	計算式		
		所得税率	×	乗率
あり	5.105%	5%		102.1%
なし	10.210%	10%		102.1%

<「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した場合の人的控除額>

区分	内 容		控除額（月額）
本人に関するもの	障害者	一般の障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	寡婦又は寡夫（新設）	一般の寡婦	22,500円
		特別の寡婦	30,000円
		寡夫	22,500円

Aさん：あと、年金とは違いますけど、地方税法の改正により、退職所得に係る個人住民税（市町村民税・都道府県民税）の10%税額控除も廃止されるんですね。

B事務長：そうだね。平成25年が所得年となる退職所得に関していうと、復興特別所得税だけでなく、個人住民税の10%税額控除廃止も関係することになるね。

<退職所得に係る個人住民税の10%控除の廃止>

所得年	内 容	
平成24年	市町村民税	課税退職所得 × 6% × <u>0.9</u> （100円未満切捨て）
	都道府県民税	課税退職所得 × 4% × <u>0.9</u> （100円未満切捨て）
平成25年	市町村民税	課税退職所得 × 6%（100円未満切捨て）
	都道府県民税	課税退職所得 × 4%（100円未満切捨て）

Aさん：税制改正は、年金受給者の方だけではなく加入員や加入事業所など国民全員に関係する話なので、しっかりと変更点を理解して、皆さまに説明できるようにします。ありがとうございました。

企業年金ノート No.536

平成24年12月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>